

「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」の開催要綱

1 目的

放送番組については、我が国コンテンツ産業の中で主要な位置づけを占めているが、放送メディアの多様化・デジタル化、通信インフラのブロードバンド化等により需要が高まっており、ますますその制作力の強化・向上、番組の二次利用の必要性が高まりつつある。一方、放送は、民主的な社会運営のための報道、娯楽の提供及び消費者向け情報の提供等最も国民に身近な情報入手手段としての重要な社会的・文化的機能を担っており、これが健全に発展していくように、一定の制約の下、広く放送番組編集の自由が保証されているところである。

放送番組制作は、経済産業活動であるとともに、このような放送の社会的役割を支える社会的な活動としての重要性を有しており、これに携わる者には広く国民の信頼に応え得る質の高い番組をブロードバンド時代においても制作していく責務がある。そのためには、放送番組に携わる放送事業者、制作事業者等の関係者が共通の理解の下に取り組んでいくことが重要である。

本検討会は、経済的・産業的な面だけでなく、放送の有する社会的・文化的な面も含めて放送番組制作について総合的に検討し、制作体制の公正性・透明性を向上させる方策を具体的に検討し、提案することで、ブロードバンド時代における放送の社会的な信頼性のさらなる向上と我が国の放送番組の質も含む制作力の強化・向上に資することを目的とし、学識経験者、法律実務家並びに日本放送協会、社団法人日本民間放送連盟及び社団法人全日本テレビ番組製作社連盟等放送関係者の参加により開催するものである。

2 名称

本検討会は、「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3 主な検討事項

- （１）放送番組制作に関して、放送事業者と番組制作事業者が共通認識を有するべき事項
- （２）放送番組制作に関して、放送事業者と番組制作事業者が取り組むべき方策

4 構成及び運営

- （１）政策統括官（情報通信担当）主催の検討会として開催することとするが、放送に関わる諸課題を扱うことから、関係する課（放送政策課、地上放送課等）も参加する。
- （２）検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- （３）検討会には座長１名を置く。

- (4) 座長は、学識経験者とし、構成員の互選により定める。
- (5) 座長は検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は検討会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (7) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって検討会を招集し、主宰する。
- (8) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に必要と認められる者の出席を求め、意見や説明を求めることができる。
- (9) 座長は上記の他、検討会の運営に必要な事項を定める。

5 検討会の庶務

総務省情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室及び放送政策課が行う。

「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」構成員
(敬称略)

1 学識経験者

舟田 正之 立教大学法学部教授
菅谷 実 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

2 法律実務家

枝 美江 東京六本木法律事務所弁護士
松田 政行 マックス法律事務所弁護士・弁理士

3 放送関係者

豊田 宏 日本放送協会放送総局業務改革推進室長
竹内 冬郎 日本放送協会マルチメディア局業務主幹
伊藤 和明 日本テレビ放送網株式会社コンプライアンス推進室次長兼
ライツ審査部長
植井 理行 株式会社TBSテレビ編成制作本部編成局コンテンツ&ライツ
センター担当部長
千葉 晋也 株式会社フジテレビジョン編成制作局著作権部長
高橋 英夫 株式会社テレビ朝日編成制作局ライツ推進部長
池田 朋之 株式会社テレビ東京編成局契約統括部長
町田 和男 社団法人日本民間放送連盟事務局次長兼デジタル推進部長
田嶋 炎 社団法人日本民間放送連盟デジタル推進部主幹
高村 裕 社団法人全日本テレビ番組製作社連盟副理事長、株式会社オフ
イス・トゥー・ワン取締役
今川 祐之 社団法人全日本テレビ番組製作社連盟専務理事
山口 康男 有限責任中間法人日本動画協会専務理事・事務局長
青野 史郎 有限責任中間法人日本動画協会著作権委員会委員長
指田 英司 有限責任中間法人日本動画協会著作権委員会主査
石井 幸一 社団法人日本映画製作者連盟
佐々木史朗 協同組合日本映画製作者協会理事、株式会社オフィス・シロウ
ズ代表
李 鳳宇 協同組合日本映画製作者協会理事、有限会社シネカノン代表取
締役